

燕市の素案の構成	【新潟市】	【上越市】	【新発田市】	【柏崎市】	【妙高市】
(目的) 第1条	(目的) この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。	(目的) この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。	(目的) この条例は、市民参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民主体のまちづくりをより一層推進するとともに、市民と市が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。	(目的) この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進するための基本原則を定め、自治の実現を図ることを目的とする。	(目的) この条例は、妙高市の自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市議会、市長等の責務を明確にするとともに、市民及び市が協働する自治の基本的な事項を定めることにより、自立した自治の実現を図ることを目的とする。
(定義) 第2条	(定義) この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによりする。	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(用語の定義) この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(用語の定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(用語の定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) まちづくり			まちづくり 市民と市が、対等な立場で協働することを基本とし、明るく活気に満ちた住み良い新発田を共に創り上げることをいう。	まちづくり 住み良いまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。	
(2) 市民	市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体	市民 次に掲げるもの及びこれに準すると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人	市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。	市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。	市民 市内に居住する者又は市内で働く者、学ぶ者、活動するもの若しくは事業を営むものをいう。
(3) 市	市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。 市 議会及び市長等をいいます。	市 基礎自治体としての上越市をいう。 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。	市 本市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会）及び水道事業管理者をいう。	市 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する普通地方公共団体としての柏崎市をいう。	
(4) 市民参画	参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。	市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。	市民参画 行政活動の企画・立案、実施及び評価の各段階において、市民が主体的に意見を述べ、行動し、又は協力することをいう。	参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画立案及び実施に主体的にかかわることをいう。	
(5) 協働	協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することをいいます。	協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。	協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。	協働 市民と市、又は市民と市民とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することをいう。	協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責務を自覚し、責任を持った自主的な行動に基づいて、相互に補完し協力することをいう。
(6) 地域コミュニティ	地域コミュニティ 地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。	コミュニティ 多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。		コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織をいう。	コミュニティ 互いに助け合い自主的、主体的に自ら自治の推進に取り組むことを目的として形成された団体をいう。
(7) 市民活動					
(8) 事業者等					
(9) 人財					

<p>(まちづくりの基本理念) 第3条</p>	<p>(自治の基本理念) 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。 (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。 (2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。</p>	<p>(自治の基本理念) 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。</p>	<p>(基本理念) 1 まちづくりは、市民参画並びに市民と市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として、推進されなければならない。 2 市民と市は、対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わし合い、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的に関わっていくものとする。 3 市民参画は、市民の多様な価値観に基づく提案又は意見（以下「提案等」という。）に公正かつ的確に対応することを基本として、推進されなければならない。 4 市民参画の機会は、平等に保障されなければならない。 5 市民と市は、市民主体のまちづくりを推進するために情報の共有を図らなければならない。</p>	<p>(まちづくりの基本理念) 1 まちづくりは、市民の幸福の実現を目指して進めるものとする。 2 まちづくりは、市民と市が協働して推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。 (まちづくりの主体) 市民は、まちづくりの主体であり、自主的にまちづくりに参加し、その推進に努めるものとする。</p>	<p>(自治の基本理念) 1 市民及び市は、秀峰妙高山を地域のシンボルとし、市民の心のよりどころとするとともに、妙高山の恵みを活かした自治を推進するものとする。 2 市民及び市は、相互の信頼関係に基づき、市民一人ひとりが輝き、住んで良かったと実感できる自治を推進するものとする。</p>
<p>(まちづくりの基本原則) 第4条</p>	<p>(自治の基本原則) 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自立的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。 (1) 市政に関する情報を共有すること。 (2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。 (3) 協働して公共的課題の解決に当たること。</p>	<p>(自治の基本原則) 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。 (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。</p>		<p>(まちづくりの目標) 1 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。 (1) すべての市民の人権が尊重され、地域社会が連携できるまちづくり (2) すべての市民が学ぶ喜びを持ち、生涯にわたって学習できるまちづくり (3) すべての市民が共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり (4) 次世代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり (5) 歴史と伝統を継承し、感動を分かち合える文化を創造できるまちづくり (6) 仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びを持てるまちづくり (7) 自然と環境との共生を図り、安全・安心・快適な生活を営めるまちづくり 2 市民と市は、まちづくりのために行動する市民を育み、多くの市民が共感できるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>(市民参加の原則) 市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを原則とする。</p>